

## ●高額療養費の計算方法

### ①個人ごとに外来の自己負担額を計算します

「外来（個人単位）」の限度額を超えた場合、高額療養費として支給されます。

### ②世帯の外来・入院の自己負担額を合算します

同じ世帯内に後期高齢者医療制度で医療を受けるかたが複数いる場合は合算し、「外来＋入院（世帯単位）」の限度額を超えた場合、高額療養費として支給されます。

- 病院・診療所、診療科の区別なく合算します。
- 実際に窓口でご負担された金額すべてが計算対象とならない場合があります。  
【対象外の例】食事代・保険適用外のもの（差額ベッド料等）

## ●高額療養費の計算例

夫・妻とも75歳以上の所得区分が「一般」の世帯で、同じ月内に次の自己負担額があった場合

**夫**） A病院（外来）で10,000円、B病院（外来）で10,000円

**妻**） C病院（医科入院）で57,600円（医療費総額800,000円）

（注）妻が入院にかかった医療費の1割は80,000円ですが、入院時は限度額である57,600円までの支払いとなります。

### ①個人ごとに外来の高額療養費を計算

#### 夫の分の計算

A病院（外来）10,000円＋B病院（外来）10,000円＝20,000円

⇒外来の個人単位の限度額は18,000円なので

20,000円－18,000円＝2,000円となり、**2,000円**があとから支給されます。 ①

#### 妻の分の計算

C病院（入院）57,600円

⇒外来での自己負担額がないため個人単位の支給はありません。

### ②世帯の外来・入院の自己負担額を合算

#### 世帯単位の計算

個人単位で高額療養費を計算した後の夫の負担分18,000円と妻の負担分57,600円を合算します。

18,000円＋57,600円＝75,600円

⇒世帯単位の自己負担限度額は57,600円なので

75,600円－57,600円＝18,000円となり、**18,000円**があとから支給されます。 ②

高額療養費として、①と②の合計額**20,000円**があとから支給されます。